

新地方公営企業会計基準は、地方公営企業法関係政省令等の改正に伴い、地方公営企業の特徴を踏まえながら、最大限、現行の民間の企業会計原則の考えを取り入れ、平成26年度予算から適用されています。

1 主な改正内容

①補助金等により取得した固定資産の「みなし償却制度」の廃止等

- 補助金等で取得した固定資産について、補助金等相当額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却する「みなし償却制度」が廃止されたことから、補助金等相当額についても減価償却費を計上（3事業共通）
- 償却資産の取得に伴う補助金等は、資本剰余金から長期前受金として負債（繰延収益）に計上し、減価償却見合い分を長期前受金戻入として収益化（3事業共通）
- 水道及び工業用水道では、原則みなし償却をせず全額を減価償却していたため、繰延収益のうち過去の減価償却見合い分を利益剰余金へ振替

②引当金の義務化

- 退職給付引当金（水道・工業用水道事業は一括計上、下水道事業は5か年分割で計上）
- 貸倒引当金、賞与引当金を計上（3事業共通）

③借入資本金の廃止

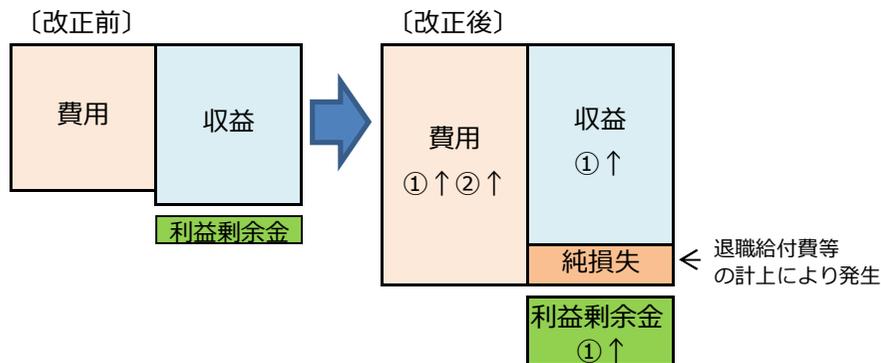
- 建設改良費等の財源に充てるための企業債を「資本」から「負債」へ計上

④その他

- リース会計の導入⇒リース物件を固定資産に計上、将来支払う必要のあるリース料を負債に計上
- キャッシュ・フロー計算書の導入⇒1事業年度の現金の収入・支出に関する状況を活動区分ごとに表示、新たに作成が義務化
- 注記の記載⇒地方公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を記載

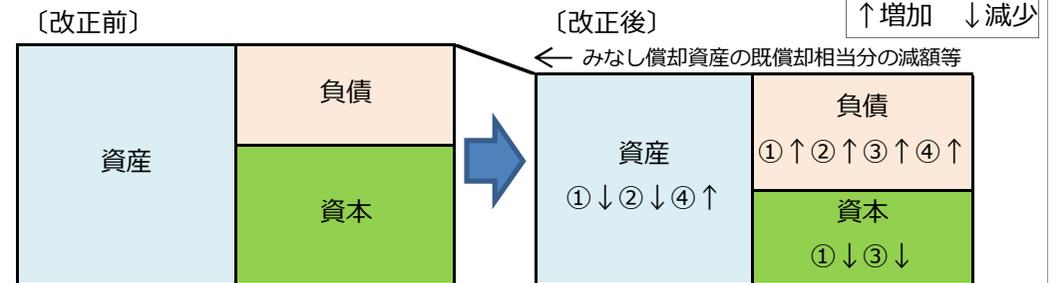
2 財務諸表への主な影響

○ 損益計算書



- 費用への影響 ①減価償却費の増 ②退職給付費等の増
- 収益への影響 ①長期前受金戻入の増
- 利益剰余金への影響 ①未処分利益剰余金の増（水道・工業用水道事業）

○ 貸借対照表



- 資産への影響 ①固定資産の減 ②貸倒引当金の増（資産の減） ④リース資産の増
- 負債への影響 ①繰延収益の増 ②退職給付引当金の増、賞与引当金の増
- 資本への影響 ①資本剰余金の減 ③借入資本金の減

凡例  
↑増加 ↓減少